

医療費受給者証の更新について

●問い合わせ 保険年金課 (☎ 656 - 6530)

対象者	手続き内容
平成 29 年中の所得が限度額未満のため、医療費給付対象になる人	手続き不要。市から自動的に受給者証を更新し送付します。
平成 29 年中の所得が限度額以上のため、医療費給付対象外になる人	手続き不要。市から医療費給付非該当の通知を送付します。
平成 29 年中の所得の確認ができない人	手続き必要。通知しますので、所得の申告や、必要書類の提出をお願いします。
平成 28 年中の所得は限度額を超えていたが、平成 29 年中の所得は限度額未満のため医療費給付対象になる人	手続き必要。通知しますので、内容を確認の上保険年金課にお越しください。
平成 28 年中の所得に引き続き、平成 29 年中の所得も限度額以上のため医療費給付対象外になる人	手続き不要。通知はしません。

子ども、重度心身障害者、ひとり親家庭の医療費受給者証の更新について

現在使用している医療費受給者証の有効期限は、7月31日までとなっています。8月1日から有効の受給者証を発行するためには、平成29年中の所得を確認する必要があります。

あります。手続きについては、次のとおりです。
※限度額は、市ホームページの保険年金課医療費助成の項目をご覧ください。

若年者健診が始まります

●問い合わせ 保険年金課 (☎ 656 - 6528)

市国民健康保険(国保)では、健康診査を受診する機会の少ない若い人たちが、積極的に健康診査を受けることができるよう「若年者健康診査助成事業」を実施しています。

指定医療機関などで「若年者健康診査」を受診した場合、8千円までの健診費用を市国保が負担します(費用が8千円を超えた分は自己負担となります)。

●対象者
市国保に加入している人で、本年度中に19歳になる人から40歳未満の人。ただし、受診前に市国保の資格を喪失した場合は対象となりません。

●申し込みから受診まで
①受診前に「保険年金課」に申込書を提出
※申込書は窓口・ホームページで入手可
②窓口申し込みの場合はその場で、郵送やFAXによる申し込みの場合は郵送で助成券を交付
③指定医療機関などに助成券と保険証を持参して

●受診

●受診期間

6月1日(金)～平成31年2月28日(木)

●指定医療機関など

市内外の指定医療機関などで受診してください。申し込みの際に指定医療機関一覧をお渡しするほか、ホームページでも確認できます。

●健診項目

問診、身体計測、視力・聴力・血圧測定、胸部X線、血液検査(貧血、肝機能、脂質、血糖)、尿検査、心電図検査

●健診結果

受診した指定医療機関などで健診の結果を受け取ってください。健診結果について、市保健師・管理栄養士から「健康相談会」でアドバイスを受けることができます。

